

○プロポーザル公募要領

1 趣旨

本市では、民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の削減等を図るため、米沢市斎場施設の管理運営について指定管理者制度を導入しており、この度、同施設の管理運営に係る指定管理者候補者について公募します。

2 公募の概要

指定管理者候補者を公募する施設等の概要は、次のとおりです。

- (1) 施設名称 米沢市斎場
- (2) 施設位置 米沢市万世町片子字向河原5379番地の1
- (3) 業務内容 別添「米沢市斎場の指定管理者の管理運営に関する仕様書」参照
- (4) 指定期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間
- (5) 管理経費 122,910,000円（5年分の予定額）

※この額を上限として立案してください。

3 応募の資格

次に掲げる要件のすべてを満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）が応募することができます。

なお、応募しようとする団体が企業体である場合は、構成団体のすべてがこれらの要件を満たしている必要があります。（指定管理者制度における共同企業体とは、個人を除く法人及び団体等で任意に構成された事業体を言う。）

- (1) 本市内に事業所、営業所等のある団体であり、かつ、山形県内に本社、本店等のある団体であること。
- (2) 過去1年以内に本市から一般競争入札等の参加の制限をされていないこと。
- (3) 過去1年以内に本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定の取消しを受けていないこと。
- (4) 会社の更生手続開始、再生手続開始、清算の開始、破産手続開始等の申立てがなされていないこと。
- (5) 団体の代表者が成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者でないこと。
- (6) 団体が法人の場合にあつては当該団体が、法人でない場合にあつては当該団体の代表が納めるべき税及び公共料金を現に滞納していないこと。
- (7) 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 暴力団又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- (9) 指定管理者の指定を請負契約であるとみなしたときに、地方自治法第92条の2、第142条又は第180条の5第6項の規定（議員、首長、委員会委員又は委員の兼業禁止規定）に抵触することとなる団体でないこと。

4 応募の方法

応募しようとする団体は、次の要領のとおり応募書類を提出してください。

- (1) 応募書類 後記「12 応募書類一覧表」参照
※ 記載上の注意事項も明記してあります。
- (2) 提出先 後記「13 応募書類の提出先・問い合わせ先」参照
- (3) 提出期限 令和8年8月31日（月）午後5時
※ 持参の場合の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）です。
- (4) 提出方法 郵送又は持参により提出してください。
- (5) 留意事項
・提出期限までに提出先に書類が到着しなかったものは、無効とします。
・受理後の書類の訂正、修正、再提出等は、原則として認めません。
・記載方法等は、必ず守ってください。

5 選定の方法

指定管理者候補者の選定に係る審査には、公募型プロポーザル（企画提案）方式を採用します。

(1) 書類審査

応募書類の確認を行い、応募者が参加資格要件を満たしているか審査します。条件を満たさないと判定された応募者はこの時点で失格とします。

(2) 提案審査

上記「(1) 書類審査」を通過した応募者に、提案内容のプレゼンテーションを行っていただきます。プレゼンテーションでは、パソコン等の機材使用、追加資料の配布はできません。

応募書類及びプレゼンテーションで示された企画提案を、指定管理者選定における審査基準表（別紙）に基づき総合的に審査します。

(3) 審査機関

企画提案は、本市の職員及び外部有識者、計4名の審査員で採点を行います。

(4) 候補者の選定

審査では、配点合計の6割以上を合格とし、合格基準を満たした最上位の応募者から、優先して指定管理者候補者の選定に係る交渉を行います。

交渉は、おおむね10月下旬から11月上旬の間に行います。

交渉の整った団体を候補者として選定し、仮協定を締結します。

(5) 選定結果の通知等

選定の結果は、仮協定の締結後、応募者に対し速やかに通知します。

選定の結果は、本市のホームページへの掲載等により公表します。

6 （現地）説明会の開催

次のとおり施設の（現地）説明会を開催します。

（注）応募を予定している団体は必ず参加してください。参加しなかった団体は応募できません。

(1) 日時 令和8年8月9日(日) 10時から

(2) 会場 米沢市斎場

米沢市万世町片子字向河原5379番地の1

7 質疑応答

(1) 企画立案に際しての質問は、次のとおり行ってください。

ア 質疑書の提出

表題に「米沢市斎場施設の管理に関する質疑書」と明記したA4判縦使い（電子メールの場合を除く。）横書の文書にし、団体名を明記の上、提出してください。定型の様式は、ありません。内容は、簡潔に記載してください。

※口頭による質問は、受け付けません。

イ 提出期限

令和8年8月12日(水)必着

持参の場合の受付時間は、平日午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）です。

ウ 提出方法

質疑書は、FAX、電子メール、郵送又は持参の方法で1部を提出してください。上記の提出期限までに到着したもののみ回答します。持参以外の方法で提出された質疑書については、受け取ったことを確認するため電話連絡します。

(2) 回答

回答は、すべての質問の分を取りまとめて8月17日(月)までに市のホームページ等でお知らせします。個別回答はしません。回答内容は、この要領の追加事項又は修正事項とみなします。

8 事業計画書の記載方法

事業計画書の記載については、所定の様式を使用し、パソコンで作成してください。希望する場合は、所定の様式の電子データを電子メールで提供します。

9 協定の締結

市は、指定管理者の候補者である団体を指定することについて議会の議決を経た後、指定管理者として指定し、その団体と協定を締結します。

10 スケジュール

指定管理者の指定のスケジュールは、おおむね次のとおりです。

項目	日程
公募の公表	8月号（広報掲載）、市ホームページ
公募要領等の配布開始	8月5日（水）
質疑受付期間	8月5日（水）～12日（水）
施設現地説明会	8月9日（日） 10時から
質問の回答	8月17日（月）（市ホームページ掲載）
応募書類の受付期間	8月17日（月）～31日（月）
提案の審査（プレゼンテーション）	9月24日（木）～9月30日（水）の間の日
候補者の選定・交渉期間	10月下旬から11月上旬
指定議案の議決	12月定例会（12月下旬閉会）
協定の締結・業務開始の準備	12月下旬～

11 応募に関する留意事

- (1) 市が必要と認めたときは、追加資料の提出を求めることがあります。
- (2) 応募書類等の提出、プレゼンテーションの実施その他応募に要する経費については、すべて応募者の負担とします。
- (3) 提出された応募書類は、返却しません。応募書類、審査結果に係る文書等は、情報公開の対象となり、公開する場合があります。なお、指定管理者（指定管理者候補者）に選定された団体の応募書類等は、応募者の承諾を得ず公表等を行います。
- (4) 市が配布及び公表する資料は、応募に関する検討以外の目的で使用することを禁じます。
- (5) 暴力団排除の目的のため、米沢警察署に対し応募に関する情報の照会及び提供を行います。
- (6) 応募内容に偽りがあることが判明したときは、その団体を失格とすることがあります。
- (7) 提案内容、市との協議事項、交渉内容等について、事前に市の承諾がないまま公表してはなりません。
- (8) 書類提出後に応募を辞退する場合は、あらかじめ「13 応募書類の提出先・問い合わせ先」に電話で連絡の上、辞退届（任意様式）を提出してください。
- (9) やむを得ない理由等により、プロポーザルを公正に実施することができないおそれがある場合は、当該プロポーザルを延期もしくは中止することがあります。この場合において、本プロポーザルに要した経費を市に請求することはできません。
- (10) 本要領の内容に追加、変更が生じた場合には、随時本市のホームページ等で周知を行うものとします。

12 応募書類一覧等

(1) 応募書類一覧

書類	内容	
米沢市指定管理者 指定申請書	所定の様式で作成	
事業計画書	所定の様式で作成	
収支計画書	所定の様式で作成 施設の管理運営に係る収支計画について指定期間 5 年分を年 度ごとに作成 人件費、維持管理費、事業費、事務費等各経費の内訳が分か るように記載し、これらの総額を提案価格とする。	
貸借対照表・損益 計算書	前年度の営業に関する収支明細	
納税証明書	法人	納税証明書
	法人 以外	代表者の直近期 1 年分の所得税、事業税、県民税及び 市町村民税並びに消費税及び地方消費税に係るもの
団体の定款、規約 等	法人以外の団体にあつては、これらに類するもの	
暴力団排除に関す る誓約書	所定の様式を使用	
宣誓書	応募資格を満たし、かつ、応募内容に偽りのないことを宣誓 する書類	

(2) 提出部数

上記各書類とも、原本 1 部及び副本 2 部を提出してください。

(3) 書類の規格等

他の機関から交付される証明書等を除き、書類は、A 4 版縦使い横書の文書としてパソコンで作成する（手書不可）こととします。作成した各書類には、団体名を明記の上、それぞれをホチキスで左綴じしたものを提出してください。

13 応募書類の提出先・問い合わせ先

米沢市市民環境部生活安全課生活担当（担当 井上翔太）
〒992-8501 米沢市金池五丁目 2 番 2 5 号 米沢市役所 1 階
電話 (0238)22-5111(代) (内線 3002) fax (0238)22-5516
e-mail seian-ka@city.yonezawa.lg.jp